

国民健康保険特別会計における

決算補填等目的の法定外一般会計繰入金について

■ 国民健康保険制度における財政運営

国民健康保険に関する収入及び支出については、国民健康保険法第10条の規定により、特別会計を設けることが定められており、一般会計とは別に財政運営を行っています。

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料と国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政支出が均衡することが重要とされています。しかしながら実際には、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入等による支援を行っている自治体が多い状況です。

国からは、都道府県及び市町村においては、財政収支の改善等について検討を行うとともに、市町村は赤字について必要な対策について整理し、赤字の解消又は削減に向けて取り組むよう示されています。(平成30年1月29日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

■ 市町村が削減・解消すべき赤字の定義

平成30年1月29日付け厚生労働省通知(国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について)において、市町村が削減・解消すべき赤字は、国民健康保険特別会計における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用金の新規増加分であると定義されています。法定外一般会計繰入金とは、保険税の負担軽減を図ること等を目的として国民健康保険特別会計に繰入れることです。繰上充用金とは、国民健康特別会計において、歳入が歳出よりも不足する場合に、翌年度の歳入から繰り上げて、その年度に充てることです。なお、本市においては、都道府県化後、繰上充用金を理由とした赤字は発生していません。

■ 本市における決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の解消に向けた取組

本市では国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会平成30年度第1号答申に基づき、3年ごとの税改定や医療費適正化、収納率向上、疾病予防等の保健事業の取組により20年程度の時間をかけて赤字を解消する計画を立て、赤字解消に向けた取組を進めています。

■ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の推移

過去3年分の決算補填等目的の法定外一般会計繰入金は、以下のとおりです。

平成31年度	令和2年度	令和3年度
829,247,130円	906,524,183円	918,661,522円

■ 療養給付費の推移

過去3年分の医療費は、以下のとおりです。

平成31年度	令和2年度	令和3年度
5,569,411,198円	5,177,306,848円	5,873,135,735円